## 地方独立行政法人奈良県立病院機構「平成29年度第12回理事会」議事録

1. 日 時: 平成30年3月13日(火) 14時00分~

2 場 所 新奈良総合医療センター内 教育研修棟3階 会議室2

3. 出席者: 榊理事長、上田副理事長、菊池理事、横山理事、宮内理事、中川理事、 山田監事、事務局

地方独立行政法人奈良県立病院機構定款第 14 条第 3 項に規定する「副理事長及び理事の過半数」の 出席を満たすことから、本会は有効に成立。

## 4. 議 題

## 議決事項

- (1)組織規程の改正について
  - ・総合医療センターの診療科等の再編 新総合医療センター開院に向けた診療科等の再編に関するもの
  - ・総合医療センター事務部等の組織改正 総合医療センター移転後の高度機能化に対応するため、業務の最適化等に必要な組織体制と する。
  - ・医療専門職教育研修センターの組織改正 教育研修センター施設の運営管理に必要な組織体制とする。
  - ・各センターの事務部等の組織に関する規定整備 その他、所要の規定整備を行う。

## (結論)

原案のとおり議決された。

- (2) 職の設置規程の改正について
  - ・法人本部に置くことができる職員の職として、「法人統括看護管理者」を設ける。 「法人統括看護管理者」は、法人の看護部門(看護師養成を含む。)全体を所管し、その連携 を促進し、又は助言・指導を行うことにより、法人全体の看護に携わる職員の資質の向上、 組織運営にかかるマネジメント能力の向上を図るものとする。

・病院に置くことができる職員の職として、「参事」を追加する。 「参事」は、病院における専門的知見を有するスタッフの職として設ける。

(結論)

原案のとおり議決された。

以上